

## 学則変更の趣旨等を記載した書類

### ア 学則変更（収容定員変更）の内容

一部専修コースの廃止及び収容定員の変更に係る学則変更の内容は以下の通りである。

大学院学則第3条表中、「経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報専修コース」を削る。

第5条表中、法学研究科博士前期課程法律学専攻の入学定員「10名」を「5名」とし、収容定員「20名」を「10名」に、外国語学研究科博士前期課程ドイツ語学専攻の入学定員「3名」を「2名」とし、収容定員「6名」を「4名」に、英語学専攻と英語学専攻英語教育専修コースの入学定員「9名」を「6名」とし、収容定員「18名」を「12名」に、フランス語学専攻の入学定員「3名」を「2名」とし、収容定員「6名」を「4名」に、外国語学研究科博士後期課程ドイツ語学専攻の入学定員「2名」を「1名」とし、収容定員「6名」を「3名」に、英語学専攻の入学定員「3名」を「2名」とし、収容定員「9名」を「6名」に、経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻経済・経営コースの入学定員「12名」を「2名」とし、収容定員「24名」を「4名」に、経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報コースの入学定員「2名」を「1名」とし、収容定員「4名」を「2名」に、経済学研究科博士後期課程経済・経営情報専攻の入学定員「5名」を「1名」とし、収容定員「15名」を「3名」に改める。

「経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報専修コース」を削る。

第6条第4項中、「および経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報専修コース」を削る。

第10条第4項中、「経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報専修コース36単位以上」を削る。

別表IV-1-3を削る。

本則の次に、次の附則を加える。

附 則 （令和5年獨大学則第3号）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

### イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学では、公益財団法人大学基準協会による第3期大学認証評価において、収容定員に対する在籍学生数比率が低いと、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められた。

これを受けて状況を改善するため、収容定員を見直し、併せて経済・経営情報専攻情報専修コースの募集停止及び廃止を行うこととし、獨協大学大学院学則の一部を改正する。

### ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報専修コースの廃止により、同コースにある学則別表上の教育課程が廃止となる他、収容定員の変更に伴う教育課程、授業科目等については一切変更はない。

よって、教育方法及び履修指導方法等に係わる変更は伴わないことから、従前と同じ内容は担保されている。

また、経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報専修コース（1年コース）を廃止しても、経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報コース（修業年限2年）が存続するため、教員組織も維持されており、既存の研究科、専攻との影響は何ら生じない。

さらに、大学全体としての施設・設備の面についても、定員変更の影響を受けることはなく、現状の施設・設備が維持される。